

平成 30 年度常陸太田市団体旅行誘致促進助成金事業に関する Q & A

Q 1. 申請者（助成対象者）は誰か？

A 1. 旅行業法第 3 条の規定に基づき、旅行業の登録を受けた旅行者です。旅行に参加する一般の方や団体は対象外です。なお、旅行者であれば、常陸太田市に事業所を有する事業者でも市外（県外）の業者でも構いません。

Q 2. 申請方法は？

A 2. 市が定める申請書（市ホームページに掲載あり）に関係書類を添えて、旅行催行の 14 日前までに観光振興課に申請してください。なお、郵送による申請も可能です。

Q 3. 申請期間は？

A 3. 申請期間は、平成 31 年 3 月 15 日までとします。
なお、予算がなくなり次第受付終了となりますのでご了承ください。

Q 4. 申請結果については？

A 4. 結果は書面にて通知します。

Q 5. 助成金の額は？

A 5. 市内の宿泊施設に宿泊をする団体旅行は、催行人員が 20 名以上で 10 万円、10～19 名で 5 万円です。（※連泊しても変わりません。）
日帰りであれば催行人員が 20 名以上で 5 万円、10～19 名で 2.5 万円です。市外や市内の宿泊施設以外に宿泊する場合は、日帰り扱いとします。

Q 6. 申請できる回数は？

A 6. 1 本の団体旅行につき 1 回とし、1 事業者で申請できる回数は 20 回までとします。

Q 7. 対象となる団体旅行は？

A 7. 以下の条件をすべて満たす団体旅行です。

- (1) 催行人員が 10 名以上（添乗員、バス運転手、バスガイド等を除く）の貸切バスを利用した団体旅行であること。
- (2) 団体旅行の出発地が、本市外であること。
- (3) 団体旅行中、市内の観光施設等やイベント等、1 か所以上に立ち寄ること。
- (4) 平成 31 年 3 月 31 日までに催行し、終了する団体旅行であること。
- (5) 申請した団体旅行毎に参加者全員に対し、市が定める当該団体旅行に関するアンケート調査に努めること。
- (6) 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。

- (7) 団体旅行が特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (8) 他の自治体等から補助金、助成金等を交付されていないこと。
- (9) 旅行業者及び旅行参加者が暴力団及び暴力団員でないこと。

Q 8. 参加人数 10 名以上のなかに、乗務員や添乗員等を含めてよいか？

A 8. 含めないでください。

Q 9. 当日キャンセルで 10 名を下回った場合はどうなるのか？

A 9. 助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q 10. 市の観光施設及びイベント等とは？

A 10. 観光施設については、西山御殿（西山荘）や竜神大吊橋、日帰り温泉、かなさ笑楽校などの各種体験施設、JA直売所、道の駅などです。

また、イベントについては、市及び市観光物産協会が主催する竜神峡紅葉まつり、常陸秋そばフェスティバル里山フェア、里美かかし祭などの観光イベントです。

Q 11. 日本国外からの旅行は対象となるのか？

A 11. 本助成金交付要綱の条件を満たせば対象となります。

Q 12. 宿泊学習や部活の合宿は助成対象か？

A 12. 学校行事であれば対象にはなりません。学校の行事でなく、観光施設に立ち寄る等、本助成金交付要綱の条件を満たせば、該当となります。

Q 13. 助成対象にならない団体旅行の具体例は？

A 13. 学校行事の宿泊学習・修学旅行、国や地方公共団体及び議会等の研修視察、宗教団体の布教や会合、政治団体の政治活動のための当市来訪で、観光を目的とした旅行でないものです。

Q 14. 対象となる市内の宿泊施設とは？

A 14. 旅館業法に基づき、営業許可を受けている市内の宿泊施設（ホテル、旅館等）です。

Q 15. 団体旅行中に、常陸太田市以外の別の市町村にも立ち寄りや宿泊をしてもよいか？

A 15. 構いません。ただし、市外に宿泊しなければ、10 万円（もしくは 5 万円）の助成対象とはなりません。

Q16. 申請以降に行程の変更等があったら？

A16. 以下の内容に該当するものであれば変更承認申請をしてください。

- (1) 宿泊に係る変更（有無）
- (2) 立ち寄り場所に係る変更（観光施設）

※ただし、催行日が変更になる場合には、中止承認申請を提出のうえ、お
手数ですが再度、初めから申請をし直してください。

Q17. 実績報告時の宿泊を証する書類とは？

A17. 市指定様式の「宿泊証明書」に必要事項（宿泊日時、宿泊者数等）を宿
泊施設に提出し、記入し、押印してもらってください。

Q18. 助成金の受け取り方法は？

A18. 実績報告書の受理後、1ヶ月程度を目安に事業者の口座に振り込みます。

Q19. アンケートはどのように実施すればよいのか？

A19. 市が用意するアンケート用紙（市ホームページに掲載）を使用し旅行参
加者全員に実施し、回収したアンケートは実績報告時に市に提出してく
ださい。また、